

銃砲刀剣類所持等取締法及び火薬類取締法の一部を改正する法律案要綱

第一 銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正（第一条関係）

一 許可の基準の見直し

1 都道府県公安委員会は、銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号の規定による猟銃の所持の許可を受けようとする者が、人の生命又は身体を害する罪その他の凶悪な罪（死刑又は無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁錮に当たるものに限る。）で政令で定めるもの（当該罪のうち政令で定めるものにあつては、銃砲、刀剣類、同法第二十一条の三第一項に規定する準空気銃又は同法第二十条に規定する刃物を使用する場合に限る。）に当たる違法な行為をした日から起算して十年を経過していない者に該当する場合においては、許可をしてはならないものとする。

（銃砲刀剣類所持等取締法第五条の二第二項第二号関係）

2 都道府県公安委員会は、銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者が他人に対する著しく粗野若しくは乱暴な言動又は他人に対し迷惑を及ぼす行為を繰り返し行う等その素行が不良であり、かつ、当該許可をすることによって付近の住

民が著しく不安を覚えることとなる等付近の住民の生活の平穩が害されるおそれがあると認めるときは、許可をしないことができるものとする。

(銃砲刀剣類所持等取締法第五条の二第六項関係)

二 許可の取消事由の新設

都道府県公安委員会は、銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を受けた者が他人に対する著しく粗野若しくは乱暴な言動又は他人に対し迷惑を及ぼす行為を繰り返す等その素行が不良であり、かつ、当該許可を受けたことよって付近の住民が著しく不安を覚えることとなる等付近の住民の生活の平穩が害されるおそれが生じたとき、その許可を取り消すことができるものとする。

(銃砲刀剣類所持等取締法第十一条第六項関係)

三 許可及び許可の取消しに係る手続の整備

1 医師の診断書の添付

銃砲刀剣類所持等取締法第四条の規定による許可を受けようとする者のうち、同条第一項第一号の

規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするものその他内閣府令で定めるものは、内閣府令で定める場合を除き、許可申請書に、同法第五条第一項第二号から第四号までのいずれにも該当しない旨の住所地又は法人の事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会が指定する医師の診断書を添付しなければならないものとする。

(銃砲刀剣類所持等取締法第四条の二第二項関係)

2 許可の申請に係る調査等

(1) 都道府県公安委員会は、銃砲刀剣類所持等取締法第四条の規定による許可の申請があつた場合において必要があると認めるときは、警察職員に、許可の申請をした者との面接、同居の親族その他の者に対する質問その他の適当な方法により、必要な事項について調査させることができるものとする。

(2) 都道府県公安委員会は、銃砲刀剣類所持等取締法第四条の規定による許可の申請があつた場合において必要があると認めるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができるものとする。

(銃砲刀剣類所持等取締法第四条の二の二関係)

3 許可の取消しに係る調査等

(1) 都道府県公安委員会は、銃砲刀剣類所持等取締法第十一条第一項各号のいずれか又は同条第二項から第六項までの事由が発生した疑いがあるとき、警察職員に、許可を受けた者との面接、同居の親族その他の者に対する質問その他の適当な方法により、必要な事項について調査させることができるものとする。

(2) 都道府県公安委員会は、銃砲刀剣類所持等取締法第十一条第一項各号のいずれか又は同条第二項から第六項までの事由が発生した疑いがあるとき、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができるものとする。

(銃砲刀剣類所持等取締法第十一条第七項及び第八項関係)

4 取消し前の仮領置の要件の緩和

都道府県公安委員会は、銃砲刀剣類所持等取締法第十一条第一項各号のいずれか、同条第二項から第四項まで又は同条第六項の事由が発生した疑いがあるとき、他人の生命又は財産

に対する危険を防止するため必要があると認めるときは、取消し前において、当該許可を受けている者に対し当該銃砲又は刀剣類の提出を命じ、提出された銃砲又は刀剣類を仮領置することができるものとする。

(銃砲刀剣類所持等取締法第十一条第九項関係)

四 実包の所持の状況の届出

銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号の規定による猟銃の所持の許可を受けた者は、内閣府令で定めるところにより、毎年一回一定の時期に、当該許可に係る猟銃に適合する実包の所持の状況に関し、内閣府令で定める事項を住所地又は法人の事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に届け出なければならないものとする。

(銃砲刀剣類所持等取締法第十条の六の二関係)

五 銃砲又は刀剣類の確実な引渡し

(1) 武器等製造法の武器製造事業者、猟銃等製造事業者若しくは猟銃等販売事業者、銃砲刀剣類所持等取締法の捕鯨用標識銃等製造事業者若しくは捕鯨用標識銃等販売事業者、同法第四条若しくは第六条

の規定による許可を受けた者、同法第八条第六項の措置を執らなければならぬ者又は教習射撃場若しくは練習射撃場を設置する者（(2)において「武器製造事業者等」という。）は、銃砲又は刀剣類を譲り渡し、又は貸し付けるに当たっては、当該銃砲又は刀剣類が譲受人又は借受人に確実に引き渡されるようにしなければならないものとする事。

(2) 国家公安委員会及び経済産業大臣は、銃砲又は刀剣類の譲渡し又は貸付けに当たって当該銃砲又は刀剣類が譲受人又は借受人に確実に引き渡されるようにするために武器製造事業者等が講ずべき措置についての指針を定めるものとする事。

(3) 国家公安委員会及び経済産業大臣は、(2)の指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする事。

(銃砲刀剣類所持等取締法第二十一条の二の二関係)

第二 火薬類取締法の一部改正（第二条関係）

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第九条第一項の規定による鳥獣の捕獲をすることの許可を受

けた者であつて装薬銃を使用するもの又は同法第五十五条第一項の規定による登録を受けた者が、鳥獣の捕獲（殺傷を含む。）をする目的で経済産業省令で定める数量以下の火薬類を譲り受けるときは都道府県知事の許可を不要としている規定を削除するものとする。

（火薬類取締法第十七条第一項第三号関係）

第三 その他

一 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

（附則第一条関係）

二 罰則その他所要の規定の整備を行うものとする。